

信が可能となる環境をモデル的に整備する地区で、地区に適合したアプリケーションの検討等について調査を実施した。

なお、土地改良調査計画費の詳細については、表13のとおりである。

イ 9年度国営等地区調査

9年度において、実施した地区は表14のとおりである。

3 農村整備事業

(1) 農道の整備

農道整備事業は、農業の振興を図る地域において農道網を有機的かつ合理的に整備することにより、高生産性農業を促進し、もって農業の近代化を図り、併せて農村環境の改善に資するため実施されている。

整備された農道は、農業用資機材の運搬、農産物の処理・加工・貯蔵・流通施設等への集荷、それらの施設から市場・消費地へ輸送などに利用されている。また、集落間、農村と都市などを有機的に結び、農村地域の日常交通条件の向上にも役立っている。このように農道整備は、農業農村整備を進める上で重要な役割を果たしている。

ア 広域営農団地農道整備事業（広域営農団地型）

広域営農団地育成対策の一環として策定された広域営農団地整備計画に基づく団地内の農道網の基幹となる農道について、都道府県が事業主体となって行う農道整備事業である。採択要件は受益面積がおおむね1,000ha以上、延長がおおむね10km以上、車道幅員がおおむね5m以上となっている。事業費の50%（水源地域対策特別措置法及び北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法に基づく地域で行うものにあつては55%）の国庫補助金、都道府県費及び地元負担金を財源としている。なお、離島、振興山村、過疎地域、半島振興対策実施地域、特定農山村地域または急傾斜地帯で行うものにあつては採択要件が緩和されている。

イ 広域営農団地農道整備事業（中山間活性化ふれあい支援農道型）

中山間地域の農業振興を図り、道路事業との連携をもって都市と中山間地域の交流拡大及び中山間地域の活性化を計画的・効率的に促進する農道について、都道府県が事業主体となって行う農道整備事業である。採択要件は受益面積がおおむね200ha以上、延長3km以上、車道幅員は連携する道路事業と調整が図られたものとなっている。事業費の50%（水源地域対策特別措置法及び北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法に基づく地域で行うものにあつては55%）の国庫

補助金、都道府県費及び地元負担金を財源としている。

ウ 一般農道整備事業（県営）

農道網の基幹となる農道、樹園地等における幹支線農道などの整備を、都道府県が事業主体となって行う農道整備事業である。採択要件は受益面積がおおむね50ha以上、延長がおおむね1,000m以上、全幅員がおおむね4.5m以上となっている。事業費の45%（北海道50%、離島50%、奄美群島65%、沖縄80%）の国庫補助金、都道府県費及び地元負担金を財源としている。ただし、山村振興法、過疎地域活性化特別措置法、半島振興法に基づき農林水産大臣が指定した基幹農道の新設または改良を行う事業については、各法の規定により地元負担金がなく、国庫補助金と都道府県費を財源としている。

なお、特別豪雪地帯、振興山村、過疎地域、半島振興対策実施地域、または急傾斜地帯で行うものにあつては採択要件が緩和されている。事業の実施内容は次のとおりである。

(ア) 農道の新設または改良（(イ)～(ウ)以外）

(イ) 山村振興法、過疎地域活性化特別措置法、半島振興法に基づき農林水産大臣が指定した基幹農道の新設又は改良

(ウ) 広域営農団地農道整備事業に関連する農道の新設又は改良

(エ) 樹園地、野菜指定産地における畑地帯または田畑輪換を行う水田地帯における農道網の一体的整備

(オ) 自然的、経済的、社会的条件に恵まれず農業の生産条件が不利な農道の新設または改良

(カ) 既設農道の舗装整備

エ 一般農道整備事業（団体営）

比較的小規模な基幹農道、幹支線農道などの整備を、市町村、土地改良区等が事業主体となって行う農道整備事業である。採択要件は受益面積がおおむね20ha以上、延長おおむね1,000m以上、全幅員がおおむね4.5m以上となっている。事業費の45%（北海道50%、離島50%、奄美群島50%、沖縄75%）の国庫補助金を都道府県を通じて事業主体に交付する間接補助事業である。

なお、特別豪雪地帯、振興山村、過疎地域、水源地域、半島振興対策実施地域、急傾斜地帯、離島、奄美群島または沖縄で行うものにあつては採択要件が緩和されている。

事業の実施内容は次のとおりである。

(ア) 農道の新設または改良（(イ)～(ウ)以外）

(イ) 樹園地、野菜指定産地における畑地帯または田

畑輪換を行う水田地帯における農道網の一体的整備

(ウ) 既設農道の路面の改良等

(エ) 農道橋の新設または改良

(オ) 軌道等運搬施設の新設または改良

オ 農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業

農業用機械にかかる揮発油税の減免措置の身替りとして、都道府県または市町村等が事業主体となつて行う農道整備事業である。採択要件は受益面積がおおむね50ha以上、財源は事業費の50%（北海道及び離島50%、奄美群島75%、沖縄85%）の国庫補助金、都道府県費及び地元負担金となっている。

通称「農免農道」と呼ばれている。

平成9年度における農道整備事業の実施状況は表15のとおりである。

表15 平成9年度農道整備事業の実施状況

事業区分	地区数	国費(補正後)千円
広域営農団地農道整備事業	317	68,240,000
広域営農団地型	314	68,050,100
中山間活性化ふれあい支援農道型	3	189,900
一般農道整備事業	1,514	36,992,000
県 営	690	18,869,000
団 体 営	824	18,123,000
農免農道整備事業	1,091	44,766,000

(2) 農村総合整備事業

ア 農村総合整備事業

本事業は、農業及び農村の健全な発展並びに国土の均衡ある発展を図るため、都道府県、市町村又は土地改良区等により、地域における自然的、社会的諸条件等を踏まえつつ、農業生産基盤（農業用排水施設、ほ場整備、農道等）、生活環境施設（農業集落道、農村公園緑地、集落防災安全施設等）及び都市農村交流施設（コミュニティー施設、情報基盤施設等）の整備を、地域ニーズに合わせてメニュー方式で総合的に実施する事業である。

農村総合整備事業の実施状況を以下に示す。

実施地区数 875 国 費 57,761百万円

新規採択地区数 57 新規採択総事業費 745億円

なお、平成9年度においては、本事業に情報基盤施設整備型及びダム水源地域活性化型を新たに創設したところである。

＜情報基盤施設整備型＞

郵政省の移動通信用鉄塔施設整備事業及びテレワーク施設整備事業との連携により、農村地域の農業・農村の振興を図るため、従来の農村整備事業の情報基盤施設整備の工種に移動通信施設及びテレワークを可能

とする共同利用施設にかかる用地等の整備を追加する。

＜ダム水源地域活性化型＞

水源地を含む農村地域の振興、活性化を図るため、各種ダム湖の環境整備事業と連携して事業を実施する。

イ 田園地域マルチメディアモデル整備事業

本事業は、高度情報化による農業・農村の振興を図る観点から、農村地域の高度情報化のガイドラインを策定するため、CATV施設等を核とした高速、大容量、双方向通信を可能とする情報基盤をモデル的に整備するものである。

田園地域マルチメディアモデル整備事業の実施状況を以下に示す。

実施地区数 3 国 費 1,248百万円

新規採択地区数 3 新規採択総事業費 45億円

(3) 農村地域再編整備事業

ア 農村活性化住環境整備事業

本事業は、ほ場整備等により優良農地の生産基盤の整備を進める中で、非農用地を創出し、住宅用地及び公共施設用地を確保するとともに、集落の緑地空間及び水辺空間等の生活環境を整備し、農村地域の住環境の快適性の向上を図るものである。

農村活性化住環境整備事業の実施状況を以下に示す。

実施地区数 97 国 費 8,419百万円

新規採択地区数 10 新規採択総事業費 181億円

イ 集落地域整備事業

本事業は、農業集落が農村地域において農業生産活動と地域生活の最小単位であることに着目し、1～数個の農業集落を対象として、市町村がマスタープランとして定めた農村基盤整備計画（集落地域整備計画）に即して集落地域整備事業計画を策定し、これに基づき農業生産基盤の整備及びこれと関連する生活環境基盤の整備を総合的に実施するものである。

集落地域整備事業の実施状況を以下に示す。

実施地区数 52 国 費 2,714百万円

新規採択地区数 5 新規採択総事業費 31億円

ウ 地域開発関連整備

（ア）地域整備関連総合整備事業

地域整備関連総合整備事業は、地域において展開される社会資本や定住環境の整備、就業機会の増大等を目的とした地域の活性化に資すると認められる構想等と連携を図りつつ、農業生産基盤及び農村地域の生活環境基盤を総合的に整備し、当該構想の円滑な推進と農業の生産性の向上等を図ることを目的に実施するも

ので、用排水施設、農道、暗渠、客土、区画整理のいずれか又は二以上の受益面積の合計が都道府県営の場合20ha以上、団体営の場合10ha以上となる地区（平成9年度：66地区）について国庫補助率50％で実施した。

(イ) 地域開発関連は場整備事業

a 土地利用秩序形成型事業

土地利用型農業の構造改善と地域活性化対策の強化、高付加価値農業の生産基盤整備を推進するため、都道府県が定める土地利用調整計画及び高付加価値農業振興計画に従って行うものであって、おおむね受益面積20ha以上、国庫補助率45％で実施した。

b 緑農住区開発関連型事業

都市近郊において、農用地、緑地、住宅用地等を一体的に整備する必要がある地域において、は場整備事業及び区画整理区域内で創設された農業近代化施設用地等の整備を行うものであって、区画整理事業に係る受益面積が都道府県営事業にあってはおおむね20ha以上、団体営事業にあってはおおむね10ha以上、国庫補助率45％で実施した。

(4) 農村自然環境整備事業

近年、国民の意識は「物的な豊かさ」よりも「うるおい」や「心の豊かさ」を重視するようになってきており、農村地域は、水や緑に恵まれた豊かな自然環境を形成している場、ゆとりとやすらぎを享受しうる生産・生活・交流の場として一層開かれた空間として、国民の関心も高まってきている。

このような観点から、本事業は、農村地域の持つ多面的・公益的機能を生かしつつ生態系の保全等環境保全に配慮した整備を進め、広域的で個性豊かな環境を創出するものである。

本事業には、多様な生物相と豊かな環境に恵まれた農村空間（エコビレッジ）の形成の推進に資する総合型、多様な生物相が生息可能な生態系空間（ビオトープ）を保全回復させ、ビオトープのネットワーク形成の推進に資するビオトープ型、河川に設置された農業水利施設に魚道の新改築等を行う魚道整備型がある。

農村自然環境整備事業の実施状況を以下に示す。

〈総合型〉

実施地区数	22	国 費	2,565百万円
新規採択地区数	4	新規採択総事業費	95億円

〈ビオトープ型〉

実施地区数	18	国 費	650百万円
新規採択地区数	6	新規採択総事業費	31億円

〈魚道整備型〉

実施地区数	31	国 費	624百万円
新規採択地区数	15	新規採択総事業費	19億円

(5) 水環境整備事業

農業用水は、集落内に巧みに配置された水路により、かんがい用水のみならず地域用水として集落住民に親しまれてきたにもかかわらず、農村地域の都市化、混住化の進展により、こうした水利用が失われつつある。

このような観点から、本事業は、農村地域に広範に存在する水路、ため池、ダム等農業水利施設を対象に、これら施設の保全・管理又は整備と一体的に親水・景観に配慮した施設の整備を行うことで、快適な生活環境の形成に資するものである。

水環境整備事業の実施状況を以下に示す。

実施地区数	283	国 費	6,919百万円
新規採択地区数	56	新規採択総事業費	250億円

(6) 農業集落排水事業

近年の農業社会における混住化の進展、生活水準の向上等により、農業用排水の水質汚濁が進行し、農作物の生育障害、土地改良施設の維持管理費の増大等の問題が生じている。このため、農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持及び農村生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与するため、農業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水、汚泥又は雨水を処理する施設を整備し、生産性の高い農業の実現と活力ある農村社会の形成に資することを目的として、昭和58年度から農業集落排水事業として発足させたものである。

国庫補助率は50％（内地、北海道）・60％（奄美）及び75％（沖縄）であり、平成9年度には継続1,509地区の事業を実施するとともに、453地区について新規着工を行った。

また、都市に比較して立ち遅れている生活排水処理施設の整備促進を図るため、地方単独事業を活用した農業集落排水緊急整備事業（平成5年度から平成12年度までに着手する事業）を継続して実施した。（表16）

表16 農業集落排水事業の実施状況

（単位：千円）

	8年度	9年度
農業集落排水事業	182,171,149	157,112,942

(7) 中山間地域総合整備事業

自然的、経済的、社会的条件に恵まれない中山間地域に対して、農業農村の活性化を図るとともに、併せて地域における定住の促進、国土・環境保全等に資するために、それぞれの地域の立地条件に沿った農業の展開方向を探り、農業生産基盤と農村生活環境基盤の整備を総合的に行うものである。

事業対象地域は、

採択面積は、生産基盤整備事業に係る受益面積の合

表17 9年度農地防災等事業の実施状況

() は全計地区で外数

区 分	実 施 額		地 区 数			
	事業費 (千円)	国 費 (千円)	継 続	新 規	計	完 了
国営総合農地防災事業	26,379,284	19,896,462	13	(4)2	(4)15	0
直轄地すべり対策事業	6,323,481	6,323,481	7	1	8	0
農地防災事業						
防災ダム事業	11,781,106	6,346,000	80	18	98	12
ため池等整備事業	57,390,755	29,880,133	1,013	530	1,543	475
湛水防除事業	34,180,605	17,555,593	187	32	219	22
農地保全事業						
地すべり対策事業	18,979,915	9,428,000	850	38	888	78
農地保全整備事業	18,317,358	9,716,850	287	23	310	50
農村環境保全対策事業						
水質保全対策事業	8,386,997	4,360,783	82	19	101	8
公害防除特別土地改良事業	3,332,020	1,800,000	14	2	16	3
地盤沈下対策事業	12,905,896	7,004,000	33	4	37	3
総合農地防災事業	3,008,198	1,608,000	21	4	25	0
中山間総合整備事業						
中山間地域総合農地防災事業	3,619,125	1,990,000	49	15	64	4
農業用施設災害関連事業						
鉱毒対策事業	1,326,000	663,000	4	0	4	0
計	205,930,740	116,572,302	2,640	688	3,328	655

計が都道府県営事業の場合は60ha以上、市町村営事業の場合は20ha以上である。

補助率は、農林水産省55%、北海道55%、離島60%、沖縄75%、奄美70%で都道府県営事業、市町村営事業とも同じである。

9年度における実施地区数は、598地区

	8年度 (千円)	9年度 (千円)
中山間地域 総合整備事業	70,607,500	65,270,425

4 農地等保全管理事業

(1) 農地防災事業等

農地防災等の事業は、農用地及び農業用施設の自然災害の発生の未然防止又は土壌の汚染、農業用水の汚濁の除去、若しくは地盤の沈下起因して生じた農用地及び農業用施設の効用の低下の回復等を行うことによって農業生産の維持と農業経営の安定を図ることを目的としている事業で、次の予算科目に区分されている。

(項) 農地等保全管理事業費

- (目) 国営総合農地防災事業費
- (目) 直轄地すべり対策事業費
- (目) 農地防災事業費補助(防災ダム、ため池等整備、湛水防除事業費補助)
- (目) 農地保全事業費補助(地すべり対策、農地保全整備事業費補助)
- (目) 農村環境保全対策事業費補助(水質保全対策、公害防除特別土地改良、地盤沈

下対策、総合農地防災事業費補助)

(項) 農村整備事業費

(目) 中山間総合整備事業費補助(中山間地域総合農地防災事業費補助)

(項) 農業施設災害関連事業費

(目) 鉱毒対策事業費補助

これらの事業は、土地改良法(昭和42年法律第195号)、地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)に基づくほか、事業の実施については、農地防災事業実施要綱(40年12月24日40農地D第1829号)、農地保全に係る地すべり等防止事業実施要綱(42年3月8日42農地D第24号)、農地保全に係る地すべり等防止施設補修事業実施要綱(60年4月5日60構改D第395号)、公害防除特別土地改良事業実施要綱(47年1月11日46農地D第808号)及び国営総合農地防災事業実施要綱(元年7月7日元構改D第486号)等に基づいて計画的に行われている。

9年度における各事業の実施状況は、表17のとおりである。

(2) 土地改良施設の管理

近年の国営土地改良事業をはじめとする各種の土地改良事業の進展に伴い、農業用排水施設など数多くの土地改良施設が造成されている。

こうした土地改良施設は、農業生産活動にとって基本的な施設であるばかりでなく、地域社会にとっても公益的機能を有する社会資本としての位置づけが高まっており、土地改良施設を長期にわたって維持保全していくことが農業はもとより社会経済活動にとっても

重要な課題となっている。

ア 国営造成施設管理事業等

(ア) 直轄管理事業

国営造成施設のうち、特定の施設について国が行う管理事業で9年度は5地区で実施した。

(イ) 広域農業水利施設総合管理事業

同一水系において複数の国営造成施設を国が一元的に管理する事業で9年度は1地区で実施した。

(ウ) 国営造成施設水利管理事業

国営造成施設等に係る水利権の更新協議に必要な資料の作成等を行う事業で9年度は15地区で実施した。

(エ) 国営造成施設権利調整対策事業

国営造成施設である管水路の保全を図るため、区分地上権の設定等を行う事業で9年度は2地区で実施した。

(オ) 国営造成施設県管理補助事業

国営造成施設で、都道府県が管理しているダム、頭首工、排水機場及び防潮水門のうち、一定の施設について国が助成する事業で9年度は29地区で実施した。

(カ) 基幹水利施設管理事業

市町村等が土地改良区と連携を図りつつ、公共・公益性の高い基幹的な国営造成施設の管理強化を行う事業で9年度は137地区で実施した。

イ 土地改良施設技術管理事業

(ア) 基幹水利施設技術管理強化特別指導事業

基幹的水利施設を管理する土地改良区等に対して、県土連の技術者が施設の操作、点検、整備等の指導援助を行う事業で9年度は34道県で実施した。

(イ) 国営造成施設管理体制整備促進事業

国営造成施設の予定管理者である土地改良区等に対して操作技術の習熟を図る操作体制整備と、国営造成施設を管理する土地改良区等の安全管理体制又は水管理体制の再編整備を行う事業で9年度は60地区で実施した。

(ウ) 土地改良施設修繕保全事業

国県営造成の基幹水利施設の管理設備の修繕工事と、機能低下の原因となる汚泥等の除去・防止のための保全工事等を緊急に行う事業で9年度は67地区で実施した。

(エ) 水利施設総合管理システムモデル事業

広範囲にわたって農業用排水施設群を管理する土地改良区等を対象として、総合管理システム建設及び効率的な施設管理をモデル的に実施する事業で9年度は3地区で実施した。

(オ) 基幹施設管理強化対策事業

国営土地改良事業により造成したダムの上下流にお

ける開発行為による洪水時等におけるダム管理の社会的要請に対応するため、ダムの防災機能強化を図る事業で9年度は1地区で実施した。

(カ) 土地改良施設安全管理推進事業

土地改良施設の安全管理に係る啓発・指導を行う事業で全土連が実施した。

(キ) 土地改良施設管理技術強化対策事業

施設管理技術の向上対策強化のため、全土連が研修を行う事業で9年度は全国8ブロックで実施した。

(ク) 農業水利施設台帳整備事業

国営及び国営附帯県営事業により造成された農業水利施設のうち、土地改良区等が管理している施設について、農業水利施設台帳を整備する事業で9年度は77地区で実施した。

(ケ) 実施状況（9年度）

	地区数	予算額 (千円)
直 轄 管 理 事 業	5	889,263
広域農業水利施設総合管理事業	1	322,819
国営造成施設水利管理事業	15	193,900
国営造成施設権利調整対策事業	2	42,000
国営造成施設県管理補助事業	29	1,568,435
基幹水利施設管理事業	137	1,225,645
基幹水利施設技術管理強化特別指導事業	34	842,617
国営造成施設管理体制整備促進事業	60	596,266
土地改良施設修繕保全事業	67	1,301,970
水利施設総合管理システムモデル事業	3	81,086
基幹施設管理強化対策事業	1	22,000
土地改良施設安全管理推進事業	1	20,000
土地改良施設管理技術強化対策事業	1	12,000
農業水利施設台帳整備事業	77	125,100

5 海岸事業

海岸法（昭和31年法律第101号）に基づく、海岸保全施設整備事業により、津波、高潮、波浪その他海水による被害から農地を保全するため堤防、突堤、護岸等の海岸保全施設の新設、改良を実施した。また、海岸環境整備事業により国土保全との調和を図りつつ海岸環境の整備を実施するほか、公有地造成護岸等整備事業により公共用地造成の促進を図りつつ海岸保全施設の整備を実施した。9年度における海岸保全事業の実施状況は表18のとおりである。

表18 9年度海岸保全事業の実施状況

区 分	実 施 額		地 区 数			
	事業費 (千円)	国 費 (千円)	継 続	新 規	計	完 了
海岸保全施設整備事業 (直轄)	4,322,760	4,322,760	4	0	4	0
海岸保全施設整備事業 (補助)	14,915,600	7,931,000	206	12	218	6
海岸環境整備事業 (補助)	5,647,800	1,882,600	44	5	49	4
公有地造成護岸整備事業 (補助)	360,000	144,000	5	0	5	1
計	25,246,160	14,280,360	259	17	276	11

6 災害復旧事業

(1) 概 況

我が国は、気象的、地理的環境から災害が発生しやすく、毎年頻発する台風、集中豪雨、地震、高潮などの災害によって農地の流失、埋没あるいは、河川の堤防、ため池、頭首工などの決壊により農作物などに莫大な損害を受け、また道路、橋梁の流失によって交通が途絶するなど、その被害は単に農地、農業用施設のみにとどまらず国民経済の全般に及び、これらによる有形無形の損失は、計り知れないものがある。

農地及び農業用施設の災害復旧事業は「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号)」、農地保全に係る海岸保全施設及び地すべり防止施設の災害復旧事業は「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」(昭和26年法律第97号)に基づいて行われ、特に激甚な災害については「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(昭和37年法律第150号)が適用され地元負担額を軽減するなどの特別の助成措置が行われることになっている。また、国営で施行中の事業等が災害を受けた場合の災害復旧事業は、土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条に基づいて行われることになっている。

災害復旧事業は、その性質上他の公共事業と比べ、特に迅速な措置が要求されるため緊急に復旧対策を計画し実施しなければならないことから早期に査定を行い、事業に必要な初年度の経費については補正予算等をもって措置できることになっている。

(2) 新 規 災 害

9年に発生した農地、農業用施設及び農地保全に係る海岸保全施設、地すべり防止施設の被害額は表19のとおりである。

このうち、特に被害の大きい災害について、次の災害を激甚災害として指定し特別の助成措置を行った。

平成9年6月26日から6月29日までの間の豪雨及び暴風雨8月29日指定 政令第275号

平成9年7月1日から7月17日までの間の梅雨前線による豪雨9月10日指定 政令第283号

表19 9年災被害額

区 分	箇所数	被害額(千円)
直 轄 ・ 代 行	7	1,350,000
農 地	31,224	43,139,000
農 業 用 施 設	29,314	90,389,000
海 岸 保 全 施 設 等	33	400,000
計	60,578	135,278,000

表20 9年度新規発生災害の事業実施状況

区 分	事業費(千円)	国 費(千円)
直 轄	520,128	518,000
農 地	17,740,169	16,156,067
農 業 用 施 設	46,313,453	44,128,477
海 岸 保 全 施 設 等	143,086	100,081
計	64,716,836	60,902,625
災害関連直轄地すべり	42,000	42,000
農 業 用 施 設 関 連	94,263	77,718
災害関連農村生活環境施設	59,818	29,906
災害関連緊急地すべり	1,126,000	563,000
計	1,322,081	712,624
合 計	66,038,917	61,615,249

平成9年7月24日から7月29日までの間の暴風雨及び豪雨9月25日指定 政令第301号

平成9年8月3日から8月13日までの間の豪雨及び暴風雨10月13日指定 政令第314号

平成9年9月13日から9月17日までの間の豪雨及び暴風雨11月14日指定 政令第331号

また、局地的に激甚であった災害については、農地農業用施設等の災害で市町村を局地激甚災害の特定地域として政令で指定し特別の助成措置を行った。

新規発生災害の9年度における事業の実施状況は、表20のとおりである。

(3) 過 年 災 害

8年までに発生した災害に係る農地等の災害復旧事業及び災害関連事業のうち8年度に完了しなかったものの、9年度における事業の実施状況は、表21のとおりである。

表21 9年度過年災害の事業実施状況

区 分	事業費(千円)	補助金(千円)
直 轄		
農 地		
8年災	115,130	115,033
5年災	176,196	161,920
7年災	404,862	362,705
8年災	831,355	718,808
農 業 用 施 設		
5年災	104,758	100,150
7年災	1,973,341	1,879,531
8年災	3,506,383	3,276,407
海 岸 保 全 施 設 等		
8年災	343,414	252,384
農 業 用 施 設 関 連		
7年災	942	827
8年災	1,748	1,301
た め 池 災 害 関 連 特 別 対 策		
7年災	45,928	40,315
農 地 災 害 関 連 区 画 整 備		
5年災	59,563	46,051
7年災	116,558	88,051
災 害 関 連 農 村 生 活 環 境		
8年災	13,061	6,530
計	7,693,239	7,050,013

7 その他の事業

(1) 農村地域整備開発事業

ア 水田汎用化土地基盤整備事業

本事業は、排水不良地域を対象として、多様な営農形態の選択が可能となるよう排水条件の改良等により、水田の汎用化を促進し、合理的な水稲作と付加価値の高い畑作を組み合わせた収益性の高い営農を実現することを目的に実施するもので、用排水施設、農道、暗渠、客土のいずれか又は二以上の受益面積の合計が5ha以上となる地区において、補助率50%の国庫補助金を都道府県を通じて事業主体に交付する間接補助事業として平成9年度については73地区で実施した。

(2) 棚田地域等緊急保全対策事業

棚田地域等は、地形が急峻であること等により生産基盤等の整備が大幅に遅れ、耕作放棄の拡大による優良農地等への悪影響が懸念されている。

本事業は魅力ある地域特性を活かしたきめ細かな保全整備の緊急的な実施による営農条件の改善により、棚田地域等の保全及び中山間地域の農業振興及び活性化の推進を図る。

採択基準は、山腹・丘陵や小扇状地などで、自然傾斜を緩和した農地が階段状に分布している地域で主傾斜1/20以上の農用地の面積が当該地域の全農用地の面積の1/2以上を占める地域を対象とする。

都道府県、市町村、土地改良区が事業主体となり事業を実施し、補助率は、55%（保全計画等策定事業は50%）である。

9年度における実施地区数は、102地区

棚田地域等緊急	9年度(千円)
保全対策事業	2,000,000

※本事業はH9年度補正から始まった事業であり、実施地区については全て新規である。

(3) 中山間ふるさと・水と土保全対策事業 (都道府県基金)

土地改良施設及びこれと一体的に保全する事が必要な農地の有する多面的機能の良好な発揮と地域住民活動の活性化を図るため、地域住民活動を推進する人材の育成、施設の利活用及び保全整備等の促進に対する支援を行う。

都道府県が事業主体となり事業を実施し、補助率は、1/3（都道府県2/3）である。

9年度の基金造成道府県数は、44道府県

中山間ふるさと・水と土	9年度(千円)
保全対策事業	3,000,000

※本事業は、H9年度で基金造成が完了。

(4) ふるさと水と土ふれあい事業

「中山間ふるさと・水と土保全対策事業」とも連携し、土地改良施設及びこれと一体的に保全する事が必要な農地の有する多面的機能の良好な発揮と地域住民活動の活性化を図るため、土地改良施設等の保全整備等を多様な地域状況に対応して先導的に実施する。

採択基準は、

- ① 過疎地域活性化特別措置法、山村振興法、離島振興法、半島振興法及び特別農山村法による指定を受けた市町村または準ずる市町村
- ② 地域住民活動促進措置がなされ、これを支援する観点から本事業を実施することが適当と認められる市町村

を対象とする。

都道府県、市町村又は土地改良区が事業主体となり事業を実施し、補助率は、55%（沖縄にあっては2/3）である。

9年度実施地区数は、170地区

ふるさと水と土	9年度(千円)
ふれあい事業	5,000,000

※本事業は9年度から始まった事業であり、実施地区数についてはふるさと水と土モデル事業の継続地区も含んでいる。